

職員の給与の男女の差異を公表しない理由について

令和 6 年 6 月 30 日

東総地区広域市町村圏事務組合

管理者 米本 弥一郎

女性の社会生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成 27 年内閣府令第 61 号)第 6 条第 1 項の規定により公表することとされている「職員の給与の男女の差異」を東総地区広域市町村圏事務組合において公表しない理由を、下記のとおり公表します。

記

情報公開の対象者が少ないことにより、特定の職員の給与が推測し得ると判断したため。